

広島県教育委員会教育長訓令第五号

県立学校

広島県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

広島県教育委員会

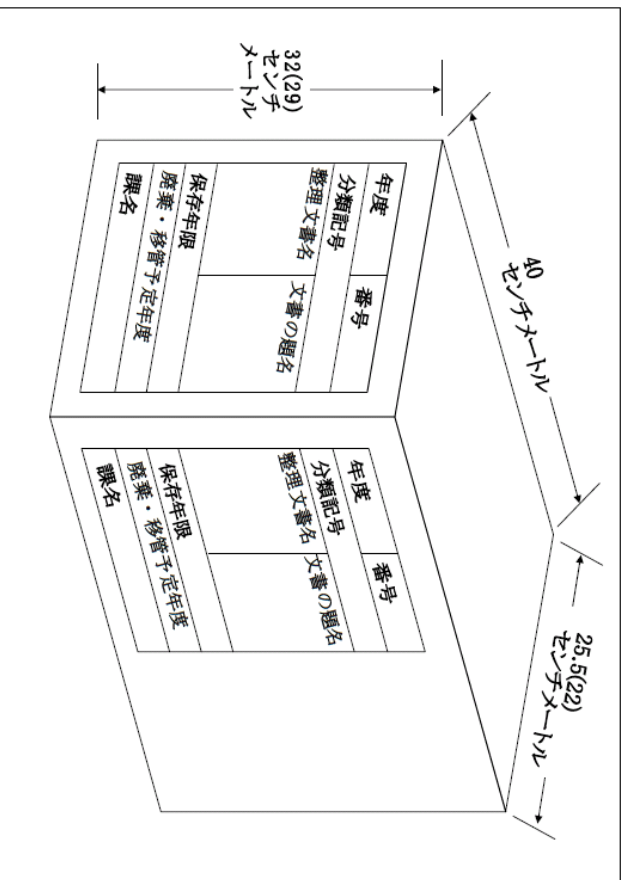
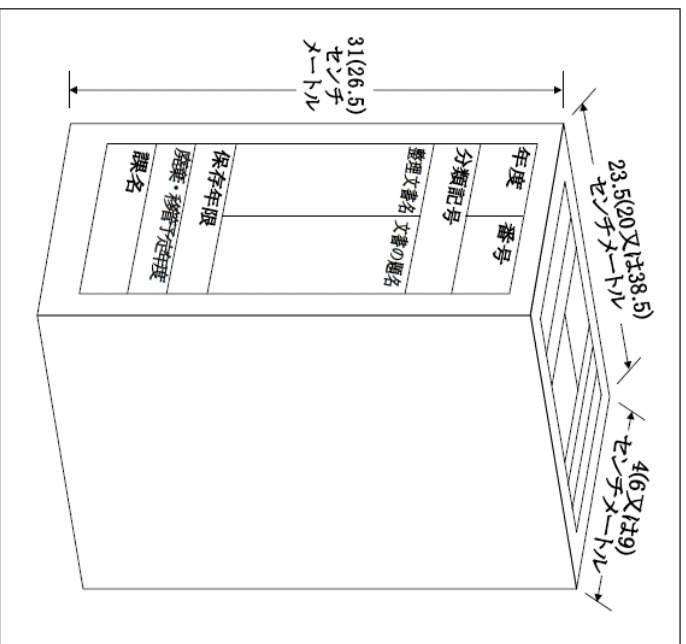
教育長 下崎 邦明

広島県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令

広島県立学校文書管理規程（平成十年広島県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

「	総 職 施 健 文 学 義 高 心 生 ス 心 特	」	を	「	総 職 施 健 文 学 改 高 心 生 ス 心 特	」	に改める。
様式第一号中	知事部局 その他			知事部局 その他			

様式第十二号を次のように改める。



注 様式中「課名」とあるのは「科(係等)名」と読み替えるものとする。

附 則

この教育委員会教育長訓令は、公布の日から施行する。